

●香川県告示第271号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡小豆島町馬木甲182

島乃香株式会社 代表取締役 木下 英太

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡小豆島町馬木甲182

島乃香株式会社

(3) 特定施設に関する事項

種	類	水産食料品製造業の用に供する脱水施設	
能	力	20～30 kg・ds/h 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着手後7日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続9時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5～7	5～7
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	300	400
	化学的酸素要求量 (mg/l)	200	300
	浮遊物質 量 (mg/l)	200	300
	窒素含有量 (mg/l)	100	150
	りん含有量 (mg/l)	15	20
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	5	20
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		6	9

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排出水 の汚染	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6

状態	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	20	25
	化学的酸素要求量 (mg/l)	30	40
	浮遊物質量 (mg/l)	25	35
	窒素含有量 (mg/l)	40	80
	りん含有量 (mg/l)	5	10
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	5	20
排出水の量 (m ³ /日)	105.3	150	

他に排水口が30箇所（雨水専用23箇所）ある。

（備考）今回新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止するため、排出水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年6月10日から同年7月1日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

小豆島町環境衛生課